

社会福祉法人友和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人友和会（以下「当法人」という）の役員及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
 - 2 役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める数式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び交通費については別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。
- (3) 退職手当については、別表5に定める

(当法人給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等のうち退職手当のみ支給するものとする。ただし、退職手当支給については、役員退任と同時に当法人職員を退いた場合にのみ支給することとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月27日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与支給日に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする
- (3) 退職手当については、退任後3ヶ月以内に支給する
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
(報酬等の日割り計算)
- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤役員等が退任した場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡にて退任した場合、その月までの報酬を支給する。
(端数の処理)
- 第8条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。(公表)
- 第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。
(改廃)
- 第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。
(補則)
- 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
この規程は、令和 5年7月1日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000 円

別表2（常勤役員の賞与）

6月及び12月の賞与	報酬月額 × 2ヶ月分
------------	-------------

別表3（常勤役員の退職金算定式）

最終報酬月額 × 在任月数 × 0.15

別表4（非常勤役員の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	15,000 円
上記のほか法人業務のための出勤	10,000 円

（2）理事

	日額
理事会への出席	15,000 円
上記のほか法人業務のための出勤	10,000 円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	15,000 円
上記のほか法人業務のための出勤	10,000 円

（4）交通費 ※費用弁償

1回の会議の出席につき一律	3,000 円
---------------	---------

別表5（非常勤役員の退職金）※第2条第2項による

退任につき	20,000 円
-------	----------